

阿見町農業委員会だより

第2号
 発行者 阿見町農業委員会
 編集者 編集委員会
 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号
 電話 029-888-1111
 E-mail:nogyojimukyoku-ofc@town.ami.lg.jp



さわやかフェア2015
 農業委員会では、毎年さわやかフェアに参加し、町内産の里芋、もち米を使用して美味しい芋煮、赤飯を販売しています。

変わります！
農業委員会の改革について
町民の皆さまに お知らせします。

遊休農地の利用促進を図りましょう！
農業委員会は、農地の集積に取り組んでいます。

農地を転用するには農地法の許可が必要です

○農地転用許可
 農地を農地以外として利用する場合は、農地転用許可が必要です。一時的な利用であっても許可が必要です。許可を得ずに転用行為を行った場合は、農地法違反で処罰されますのでご注意ください。
 処罰：個人においては三年以下の懲役または三百万円以下の罰金、法人においては一億円以下の罰金

老後の安定した生活のために 農業者年金に加入しませんが

○農業者年金制度
 国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。保険料の額は、2万円から6万7千円まで自由に決められます。
 また、社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税の節税にもなります。さらに60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれる認定農業者で青色申告者及び家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者であれば国から月額最高1万円の保険料補助があります。
 老後生活の備えになりますので、ご加入の検討をお願いします。



全国農業新聞を購読しましょう

全国農業新聞では、農業を取り巻くいろいろな情報のほか、これからの農業経営に役立つ新しい知識や先進的な事例などをわかりやすくお伝えしています。ぜひ、ご購読ください。お申し込みは、農業委員会まで
 月4回金曜日発行 B3版10頁14頁建
 購読料：月700円〔送料、税込み〕

農地からの砂ぼこりを減らしましょう！！

これから、風が強くなる季節になります。毎年、春先になると強風が生じ、畑からの砂ぼこりが通行人を悩ませている状況です。このため、砂ぼこりを減少させるために町農業委員会では麦の種を配布しています。また、発芽した麦を鋤き込むことにより緑肥として農地に力を与える効果もありますので、皆さんも蒔いてみませんか。来年の種の受付は、4月に申込書を配布しますので考えてみてください。
 ○種のとき方
 播種の時期は、11月頃が適しています。播種後、ロータリーで表土を攪拌（約3cmから5cm位）して下さい。
 ○種の配布時期
 7月頃に、茨城かすみ農協各支店で配布します。
 ※申し込まれた方には、配布日時を通知します。



編集後記

北国の流水接岸が、例年より20日以上遅いらしい。しかし、春の足音は、そろり優しく聞こえる。
 最近、野のいたるところに大小のソーラーパネル群が増える一方で、平地林も県のみどり保全事業により整備され、昔の姿になって来つつある。農地環境保全対策でも、地域住民が一体となって推進しては出来ない事を協力しあって推進していく地区も増えている。
 新年度から、農業委員の制度が大きく変わり、委員の数が半減する分、各地区担当の推進委員をもうけ、きめの細かい活動が可能になると思う。少数精鋭の委員に中身の濃い活躍を期待したい。
 編集委員長 吉田 勉

【お問合せ先】

阿見町農業委員会事務局
 029-888-1111
 内線番号 184・185

編集委員会

委員長	吉田 勉
委員	鈴木 菊次 中山 清子 藤平 清子